コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　HIOKI E.E. CORPORATION

最終更新日：2016年2月29日
日置電機株式会社
代表取締役社長　町田正信
問合せ先：0268-28-0555
証券コード：6866
https://www.hioki.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念として「人間性の尊重」と「社会への貢献」を掲げております。企業とそれを構成する社員および企業とそれをとりまく社会との関係に着目し、社員の性格や適性を尊重し能力を育成することにより、企業価値の向上をはかり、それにより社会の発展に貢献することを目指してまいります。

当社はコーポレート・ガバナンスを、企業価値向上のための経営体制の確立と認識しております。コンプライアンスを最重要視し、経営の効率化に取組み適正な利益を確保すると同時に、経営情報の積極的な開示により経営の透明性を高め、株主（投資家）、顧客、社員等すべてのステークホルダーに対して、その社会的な責任を果たしてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日置　恒明	910,055	6.48
日置電機社員持株会	785,424	5.60
日置　勇二	719,100	5.12
株式会社八十二銀行（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	666,380	4.75
日置　妙子	633,380	4.51
明治安田生命保険相互会社（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	510,400	3.63
日置　秀雄	397,000	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	275,700	1.96
日置　晶	243,088	1.73
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	217,570	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中神　靖雄	他の会社の出身者											
中谷　朔三	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中神　靖雄	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
中谷　朔三	○	―――	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役として適切な監査を遂行していただいた経験から、当社の経営全般に対する適切な監督機能を果たしていただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし

任意の委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人が定期的に会合を開き、監査結果その他について意見交換しております。また監査役が監査計画にそって監査をすすめるにあたり、必要ある場合には都度会計監査人と打合せを行っております。
当社の会計監査人は太陽有限責任監査法人であり、会計監査人に対する報酬の額は23百万円であります。
監査室が年間の監査計画を立案するにあたり、監査役と打合せを行いその意見を聴取しております。また内部監査の結果については、その都度監査役に報告され、必要ある場合には監査結果について意見交換が行われます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小川　直樹	公認会計士													
弓場　法	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川　直樹	○	（重要な兼職の状況） 小川直樹会計事務所　所長 株式会社マルイチ産商　社外監査役	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見から当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
弓場　法	○	（重要な兼職の状況） 弓場会計事務所　所長 太平電業株式会社　社外取締役	公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見から当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと期待しております。また、当社と特別な利害関係はなく一般株主と利益相反が生じ

			るおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

毎月の報酬については恒常的に業績（成果）と連動するわけではありませんが、賞与については2007年12月期より法人税法第34条第１項第３号に規定する利益連動給与として支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、2015年12月期における取締役に支払った報酬等の額は210百万円である旨、開示いたしました。
（注）上記の報酬等の額には、2015年12月期に係る役員賞与35百万円および2015年12月期における役員退職慰労引当金繰入額35百万円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を決定しており、その範囲内で、取締役会の決議により決定しております。なお、取締役賞与は2007年12月期より法人税法第34条第１項第３号に規定する利益連動給与として支給することとしております。
有価証券報告書において、2015年12月期における取締役に支払った報酬等の額は210百万円である旨、開示いたしました。
（注）上記の報酬等の額には、2015年12月期に係る役員賞与35百万円および2015年12月期における役員退職慰労引当金繰入額35百万円を含めております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐するセクションは総務部であります。月次会計資料、各部門からの主要な月次報告書は定期的に総務部より提出され、取締役会の議題についても事前に提示されております。
また、内部監査部門である監査室を設置し、社外監査役職務の補助機能を果たしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役6名（うち2名は社外取締役）で構成されております。取締役会は経営の基本方針、法令および定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項を決定する機関として毎月１回開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催しております。
当社は、監査役制度を採用しております。当社の監査役会は監査役4名（うち2名は社外監査役）で構成されております。監査役は取締役会をはじめとして重要な会議に出席し、また、監査役会において年間監査計画を策定し業務および財産の状況の調査を通して、取締役の業務執行を監査しております。
当社は、2001年4月に執行役員制度を導入し、各経営管理組織の管掌役員を明確にすると同時に、効率的に業務執行ができる体制としました。
また、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査について、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。2015年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および継続監査年数、会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
会計監査業務を執行した公認会計士
業務執行社員　大村　茂（継続監査年数1年）、秋田　秀樹（継続監査年数1年）

会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名、その他5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

次のとおり会社機関の各機能の強化をはかることで、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保する体制を実現していくことができると考えております。

(1)監査役制度の採用と監視機能の強化

会社法に基づく監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役(4名中2名)を招聘し、経営の監視機能を強化しております。

(2)取締役会機能の強化および責務の厳格化

取締役会を少人数構成(6名)とすることにより、迅速な経営の意思決定をはかるとともに、利害関係のない独立した社外取締役(2名)を招聘し、経営の監督機能を強化しております。

(3)執行役員制度の採用による迅速な業務執行

執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定および取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離しております。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2015年12月期に係る定時株主総会を2016年2月26日に開催する等、株主総会の早期開催に努めております。
その他	招集通知を発送前に東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しております。 株主総会終了後、会社説明会および懇親会（立食パーティー）を開催し、開かれた株主総会を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）を作成し、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末の決算発表後、機関投資家の皆様（30名～40名位）に決算の内容および業績予想の見通しについて説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（URL https://www.hioki.co.jp/）に決算短信、決算短信以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、決算（会社）説明会資料、事業の報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内にIR担当部署の広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「社員行動規範」を制定し、当社と取引先、地域社会、同業他社および株主とのあるべき姿について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	総務部を中心に、環境保全活動およびCSR活動を積極的に推進しております。また、活動報告は毎年発行する「社会・環境報告書」「会社案内」に記載し、当社ウェブサイトでも公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算発表の早期化、株主総会の早期開催をはじめ、タイムリーディスクロージャーに努めてまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり整備しております。

(1)当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社は、企業理念である「HIOKIの理念(人間性の尊重、社会への貢献)」に基づき、社員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための指針として、「社員行動規範」を制定している。当社および子会社の取締役および部長・室長は自ら率先してこれを遵守、実践して社員の模範となるように努める。内部監査部門は、総務部と連携し当社および子会社のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会および監査役会に報告する。また、会社が社員の意見を聞くために定期的に志向調査を実施するとともに、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を構築し、これを運営する。
また、当社は社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化するとともに、取締役は取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督し、また社外監査役を含む監査役による監査を受ける。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は取締役会および経営会議等の議事録、稟議決裁書等、取締役および部長・室長の職務の執行に係る情報を、「文書取扱規定」に定めるところにより適切に管理する。
当社の取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

(3)当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社および子会社はコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティー等、様々なリスクに対する未然防止手続き、発生した場合の対処方法等を定めた「リスク管理規定」を制定する。各部門は当該規定に従って業務を遂行し、グループ全体のリスクの回避および損失の軽減に努める。
内部監査部門は当社および子会社のリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議決定する。

(4)当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化をはかるために、取締役会において中期経営計画および年度計画を定める。年度計画を達成するために、取締役および部長・室長は各部門の具体的な目標を策定する。
当社の取締役会および経営会議において、月次ベースで当社および子会社の実績の評価を行い、改善策を実施し、全体的な業務の効率化を実現する。

(5)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は子会社の事業に関して責任を負う取締役または部長・室長を任命し、法令遵守体制およびリスク管理体制を構築する権限と責任を与え、子会社の経営状況に関する報告を受けるものとする。
当社の当該取締役および部長・室長は子会社の取締役会に出席し、または報告を受けて事業活動に関する評価を行うとともに、子会社の社長と協力してこれらの体制の構築をはかる。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役の職務を補助する組織を監査室とする。監査役から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
監査室員の独立性を確保するため、室員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役の事前の同意を必要とする。

(7)当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社および子会社の取締役または使用人は次の事項を当社の監査役に報告する。
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
・取締役および部長・室長の職務執行に関して不正行為、法令または定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実
・毎月の月次会計資料および各部門からの主要な月次報告書
・内部監査報告書
当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、あるいは当社および子会社の会議の議事録や稟議決裁書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役や使用人に報告、説明を求めることができる。
監査役に報告をしたことを理由として不利益な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底をはかる。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役社長、会計監査人との定期的な意見交換会を実施する。
監査役がその職務の執行について生じる費用の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、迅速に対応する。

(9)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を一切持たないこととする。反社会的勢力による被害を防止する体制として、会社組織全体で対応することを前提に、社内規定においてその担当責任者を総務部長としている。総務部では、警察や顧問弁護士と連携し、情報収集など緊密な関係を構築している。

(10)財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制を整備および運用し、その有効性を評価し、その結果を外部に向けて報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を一切持たないこととする。反社会的勢力による被害を防止する体制として、会社組織全体で対応することを前提に、社内規定においてその担当責任者を総務部長としている。総務部では、警察や顧問弁護士と連携し、情報収集など緊密な関係を構築している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、会社情報の適時適切な開示の重要性を十分認識しており、これを実行するための「ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）」および「社内体制」を次のとおりとしております。

1. ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）

(1)基本方針
当社は、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様が、当社に対する理解と信頼を深め適正な評価をしていただくために、適切な企業情報を適時、公平に開示してまいります。

(2)開示基準
当社は、東京証券取引所の定める「適時開示規則」に基づいて開示いたします。
また、適時開示規則に該当しない情報であっても、ステークホルダーをはじめ広く社会の皆様に役立つ情報については、当社にとって有利、不利にかかわらず、可能な範囲で迅速かつ正確に開示いたします。

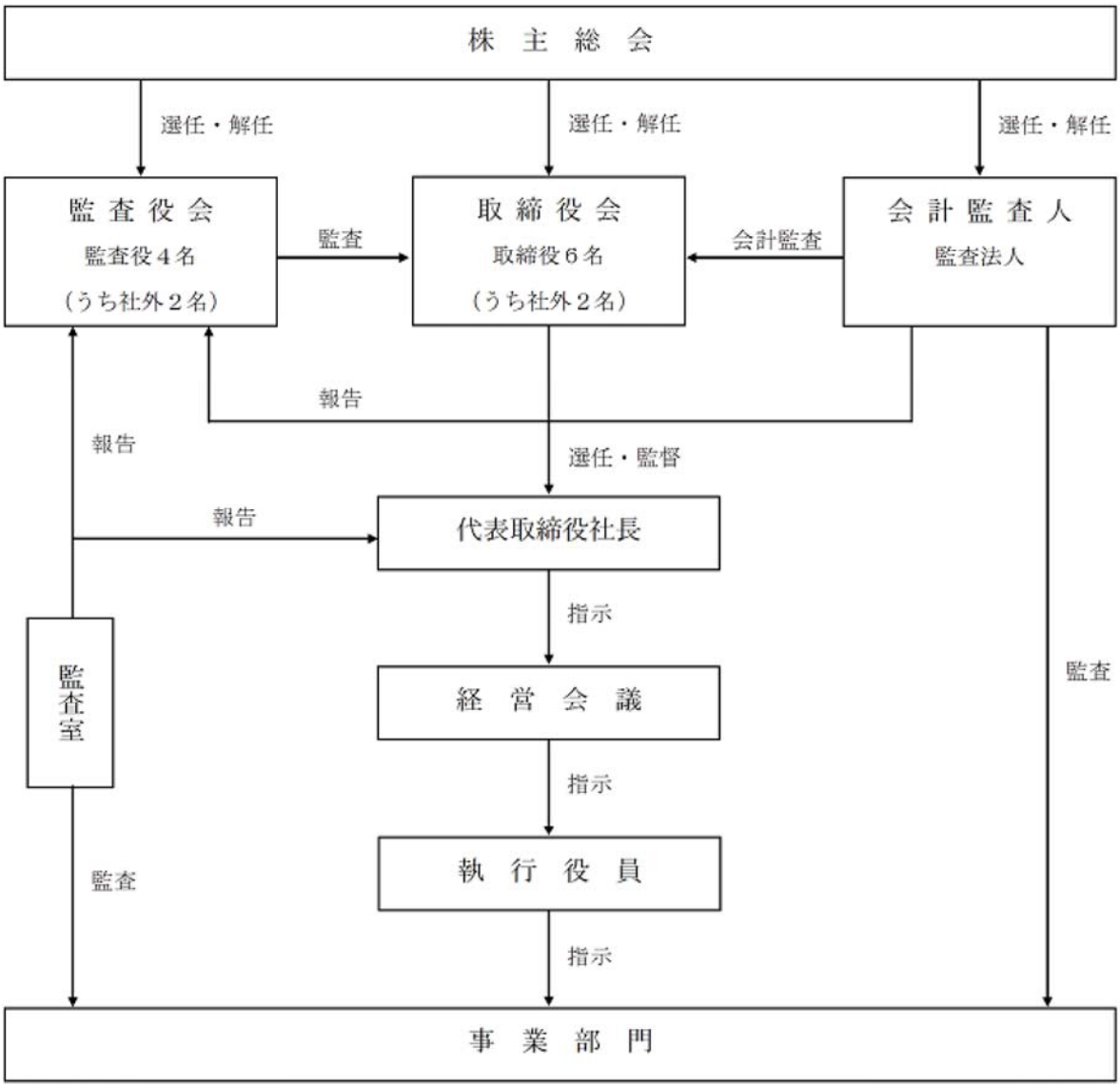
(3)開示方法
適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所の適時情報開示システム（TDnet）および関係する報道機関に公開いたします。
また、適時開示規則に該当しない情報については、その重要性および緊急性に応じて、ニュースリリースや記者会見など適切な方法により開示いたします。
なお、上記方法で開示した情報は、当社ウェブサイトに速やかに掲載いたします。

(4)沈黙期間
当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」とし、決算に関する質問の回答やコメントを差し控えさせていただいております。
ただし、この期間中に業績予想と既に発表した予想が大きく乖離することが判明した場合は、適時開示規則に従いTDnet、ニュースリリース、当社ウェブサイトにより業績予想修正として情報を開示いたします。

(5)情報開示資料
制度的開示資料：決算短信、決算公告、有価証券報告書、営業報告書（総会招集通知に含む）
自主的開示資料：ニュースリリース、事業報告書、会社案内、決算説明会資料、その他

2. 社内体制

会社情報管理担当役員は総務部長が担当し、適時開示の対象となる重要情報は総務部長に集約されます。総務部長は当該情報を入手後遅滞なく経営会議にはかり、開示すべき重要事項については取締役会に報告の上開示いたします。
重要事項の開示につきましては、可能な限り迅速に開示できるよう総務部内で連携して行います。決算発表日につきましても早期化に積極的に取り組んでおります。また、開示すべき重要情報の内容について社内規定に定め、周知徹底をはかっております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監査役４名
（うち社外２名）
監査
取締役会
取締役６名
（うち社外２名）
会計監査
会計監査人
監査法人
報告
報告
選任・監督
報告
代表取締役社長
指示
監査室
経営会議
監査
指示
執行役員
監査
指示
事業部門